

Think Globally Act Locally
環境教育の推進に向けて

環境教育の推進

国内外の環境問題の解決など持続可能な社会実現のための取組が急務

環境教育の必要性

豊かで便利な生活（社会経済活動の拡大）

地球温暖化、オゾン層の破壊
砂漠化、熱帯雨林の減少
野生生物の種の減少
酸性雨問題、廃棄物問題 など



環境教育の推進

- 環境への理解を深め、環境を大切にすることを育成すること
- 一人一人が環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力を育成することなど

学習指導要領における環境教育にかかわる主な内容について

	社会（地理歴史、公民）	理科	生活
小学校	（3・4学年） ●飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活と産業とのかかわり （5学年） ●公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ ●国土の保全や水資源の涵養のための森林資源の働き	●生物、天気、川、土地などの指導については、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動を多く取り入れるとともに、自然環境を大切にすることやよりよい環境をつくらうとする態度をもつようにすること （6学年） ●生物は、周囲の環境とかがわって生きていること	（1・2学年） ●自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心を持ち、自然を大切にすること
中学校	（地理的分野） ●環境やエネルギーに関する課題 （公民的分野） ●公害の防止など環境の保全 ●地球環境、資源・エネルギー問題について課題学習	（第1分野） ●環境との調和を図った科学技術の発展の必要性 ●人間が利用しているエネルギーには水力、火力、原子力など様々なこと、エネルギーの有効利用の大切さ （第2分野） ●自然環境を調べ、自然環境は自然界のつり合いの上に成り立っていることの理解、自然環境保全の重要性の認識	
高等学校	（地理A、地理B） ●環境、資源・エネルギーに関する地球的課題 （現代社会） ●公害の防止と環境保全 ●地球環境問題などについて課題学習 （政治・経済） ●公害防止と環境保全	●自然環境の保全に関する態度の育成 ●環境問題や科学技術の進歩と人間生活にかかわる内容等については、自然科学的な見地から取り扱うこと （理科総合A） ●化石燃料と原子力及び水力、太陽エネルギーなどの特性や有限性及びその利用 （理科総合B） ●水や大気の大気汚染、地球温暖化、生物の多様性などを取り上げ、生物と環境とのかかわり、地球環境の保全の重要性などを扱う	

国内の最近の動き

KEYWORD 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」

持続可能な社会をつくるためには、国民や民間団体などの自発的な取組が必要です。この法律では、一人一人が環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための様々な支援を行い、環境教育を進めるために必要な事項を定めています。

- ➡ 学校教育における環境教育に係る支援等（第9条）
国や地方自治体は、以下の環境教育に係る支援に努めます。
- 学校教育等における体験学習等の充実
- 教員の資質向上の措置等

学校における環境教育の推進

昭和40年前後の学習指導要領の改訂
●環境教育にかかわる内容の充実



平成元年の学習指導要領の改訂
●環境保全、資源・エネルギー等に関する項目の充実。
●環境教育を広く実践。



平成10,11年の学習指導要領の改訂
●環境教育をより一層重視。
●「総合的な学習の時間」の新設。
●体験的、問題解決的な学習を通じたより教科横断的、総合的な学習の充実。

	家庭（技術・家庭）	体育（保健体育）	道徳	特別活動	総合的な学習の時間
小学校	（5・6学年） ●環境に配慮した自分の家庭生活の工夫	（3・4学年） ●健康に過ごすためには、生活環境を整えることが必要であること	（5・6学年） ●自然環境を大切にする	●学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事	
中学校	（技術分野） ●技術と環境・エネルギー資源との関係 （家庭分野） ●自分の生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活の工夫	（保健分野） ●環境の保全に十分配慮した廃棄物の処理の必要性 ●地域の実態に即して公害と健康の関係を取り扱う	●自然の愛護	●学級活動、生徒会活動、学校行事	●自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動など体験的、問題解決的な学習を積極的に取り入れること
高等学校	（家庭基礎・家庭総合・生活技術） ●環境負荷の少ない生活を目指して生活意識や生活様式を見直し、環境に調和した生活の工夫	（保健） ●人間の生活や産業活動は、自然環境を汚染し健康に影響を及ぼすこともあること、このための様々な対策 ●学校や地域の環境を健康に適したものとしよう基準が設定され、環境衛生活動が行われていること		●ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事	

国際的な最近の動き

KEYWORD 「国連持続可能な開発のための教育の10年」

「持続可能な開発」を進めていくため必要な基礎教育、高等教育、教員教育、環境教育等を充実させ、市民の啓発活動を展開していくために、各国政府、国際機関、NGO、団体、企業等あらゆる主体間での連携を図りながら、教育・啓発活動を推進することを目的としています。（外務省ホームページから抜粋）

平成14年に開催されたヨハネスブルク・サミットにおいて平成17年からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることを日本から提案し、同年に行われた第57回国連総会本会議において採択されました。